

助成金申請書類作成の手引き

令和7年度
燃料電池タクシーの導入促進事業（導入費）

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

大変お手数おかけしますが、審査業務円滑化のため、お問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西

ホームページ：<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

9:00～17:00（12時～13時までは除く）

※「お問い合わせフォーム」については24時間受付

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目 次》

I	事業の概要	3
1	目的	3
2	年間走行距離の条件について	4
3	助成金額について	4
II	助成金を受け取るまでのスケジュール	6
III	交付申請について	7
1	不正行為について（書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給など）	7
2	対象の確認	8
3	お手元にご用意するもの（交付申請）	9
4	申請手続きについて	14
6	計画の変更等	16
IV	助成金を申請後に必要なこと	17
1	年間走行距離報告書の提出（交付要綱第 14 条）	17
2	燃料電池タクシー導入計画報告書の提出（交付要綱第 14 条）	18
3	水素ステーション設備等報告書の提出（交付要綱第 14 条）	20
4	助成事業の経理（交付要綱第 21 条）	20
5	申請の撤回（交付要綱第 10 条）	20
6	債権譲渡について（交付要綱第 13 条）	20
7	交付決定の取消し（交付要綱第 15 条）	21
8	処分の制限（交付要綱第 20 条参照）	21

I 事業の概要

1 目的

燃料電池タクシーの導入促進事業（導入費）（以下「本事業」という。）は、水素ステーションの整備に結びつく「水素需要の塊」の創出を目的に、走行距離が長い商用車両への FC 車両導入を促進させるための補助であり、法人タクシーは年間 30,000km 以上、個人タクシー・ハイヤーは年間 14,000km 以上の年間走行距離*を補助要件として設定することで、タクシー・ハイヤー車両のうち、年間走行距離が特に長い車両を対象とした補助としております。

●走行距離条件がない補助金のご紹介

年間走行距離が要件（法人タクシーは 30,000km 以上、個人タクシー・ハイヤーは 14,000km 以上）に満たないと想定されるタクシー・ハイヤー車両につきましても、R7 年度に拡充された「ZEV 補助金（燃料電池自動車等の普及促進事業）」をご利用ください。

・クール・ネット東京ホームページ

ZEV 補助金（燃料電池自動車等の普及促進事業）受付案内ページ

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

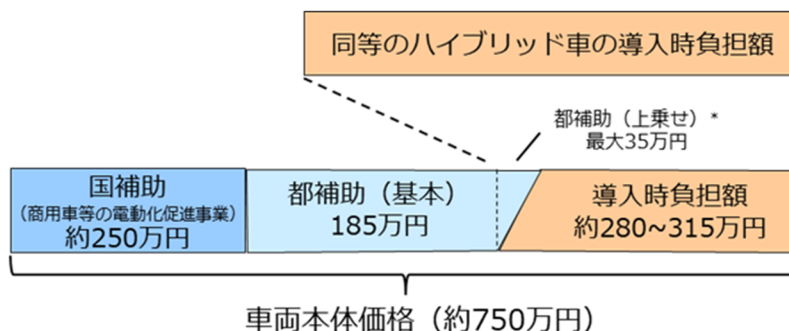


【R7 年度拡充】ZEV 補助金（走行距離の条件なし）

<拡充ポイント>

これまでに比べて、水素燃料費相当分を含めて支援額を拡充しており、導入時における負担が同等のハイブリッド車よりも少なくなります。

例）FC 車両（車両本体価格が約 750 万円）の場合（イメージ）



* 都補助（上乗せ）の条件

- ①再エネ 100%電力メニューの契約等 ⇒25 万円上乗せ
- ②充放電設備（V2B・V2H）導入 ⇒10 万円上乗せ

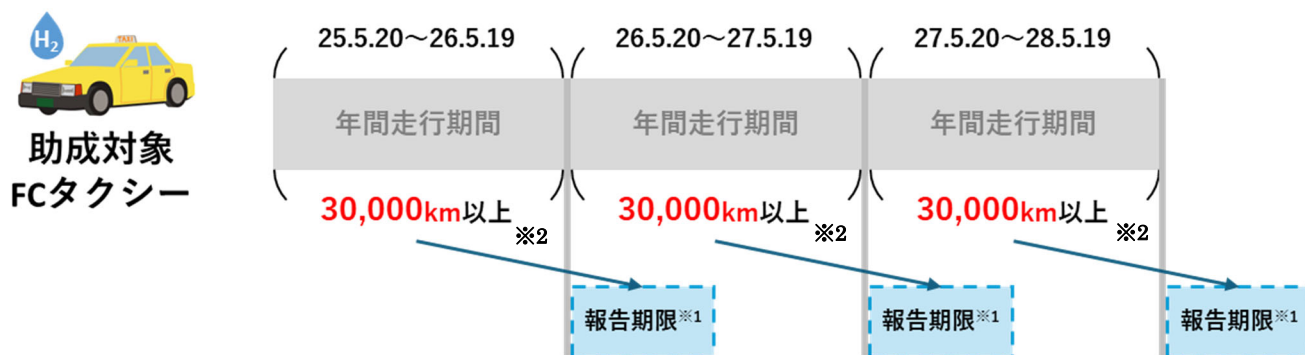
2 年間走行距離の条件について

本助成においては、以下のとおり、導入した燃料電池タクシーについて、一定以上の年間走行距離を求める条件が設定されております。この条件を満たさない場合、助成金の返還が発生するのでご注意ください。

- ・ タクシー業務記録における各年間走行距離が、法人タクシーは 30,000km、個人タクシー・ハイヤーは 14,000km を下回る場合は、処分対象となり、当該助成金の全部又は一部の返還が発生する場合がございます。
- ・ 対象期間は助成対象車両の初度登録日から起算して3か年（上乗せ助成を受ける場合は5か年）に達するまでとなります。
- ・ 各年間走行期間の末日から 90 日以内に年間走行距離報告書をご提出ください。

詳しくは本手引き P, 17 をご確認ください。

例) 初度登録日が 2025. 5. 20 の車両の場合



※1：年間走行距離の末日から 90 日以内（上乗せ助成の場合は 5 回提出（5 か年））

※2：個人タクシー・ハイヤーの場合は年間走行距離 14,000km 以上が条件

3 助成金額について

本助成金は、（1）本体助成金額に加えて、一定の条件を満たす場合は、上乗せで助成を行います。助成対象経費は助成対象タクシー車両本体価格と旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び改造費（タクシー装備類費用）です。

※消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

※本事業の交付申請は事後申請となります。助成事業（対象車両の契約及び領収、初度登録、納車）が完了後に行ってください。

(1) 本体助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、タクシー助成対象経費（※1）から国補助等の額及び基準額 240 万円（※2）を差し引いた額とし、370 万円を上限とします。

タクシー本体助成額

＝タクシー本体購入価格費用（税抜）＋タクシー装備類費用（税抜）－国補助等の額－基準額



- ・ 助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。
- ・ 事情により国補助等を併用できない場合は、国補助等未申請申告書（第3号様式）の提出が必要になります。

※1 タクシー車両本体価格（税抜）＋ タクシー装備類費用（税抜）

リース契約の場合は、リース契約に含まれるタクシー本体価格と装備類費用

※2 燃料電池タクシーと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額

(2) 上乗せ助成金額

以下①～②のいずれかの条件を満たした場合に、タクシー本体助成額とは別に上乗せ助成を行います。ただし条件の併用はできません。

① 5年度以内に自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池タクシー（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上（助成対象者が中小企業者の場合は3台以上）純増させる計画となっている場合

本助成金の交付額 上限 240 万円／台

② 東京都内の自らの営業所等（コンソーシアムやグループ会社の敷地内でも可）に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合

本助成金の交付額 上限 240 万円／台

- ・ リース契約の場合、申請者はリース契約の予定貸与先となりますので、リース事業者と予定貸与先の共同申請となります。

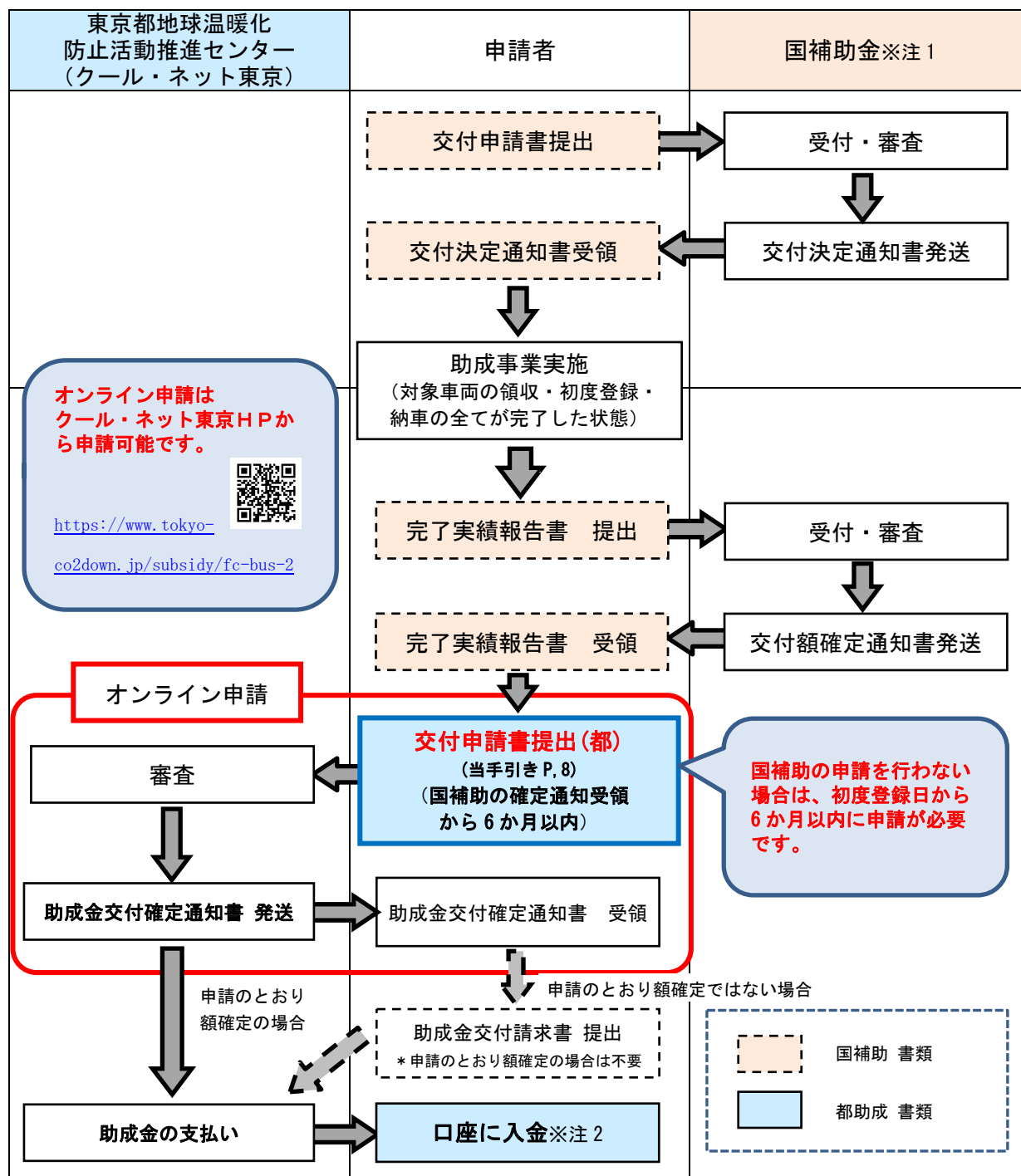
※下記の経費は本助成事業では対象になりません。（車両、上乗せ、燃料費全ての事業）

- ① 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- ② 自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）相当額
- ③ 自賠責保険料相当額

Ⅱ 助成金を受け取るまでのスケジュール

燃料電池タクシー車両助成金を受けようとする場合は、国補助の補助金額確定通知書を受領してから6か月以内に交付申請書の提出（詳しくは当手引き P.8 より）が必要となります。

また、国補助受給が無い場合は対象車両の初度登録日から6ヶ月以内に「国補助なし」で第3号様式に記入の上、申請してください。



※注1：環境省の「商用車の電動化促進事業」など

※注2：書類不備等なければ受付から4ヶ月程度（審査2ヶ月 支払い2ヶ月程度）

ペーパーレス化及び事務手続き効率化のため、オンライン申請にご協力ください。令和7年度受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17:00まで

Ⅲ 交付申請について

1 不正行為について（書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給など）

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましては、**不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。**

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- (2) 助成金で取得した助成対象タクシーを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象タクシーの管理状況について調査することがあります。
- (3) 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
- (4) 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

2 対象の確認

申請者は、申請する前に以下に該当するかご確認ください。

✓	要 件
	(1) 過去に税金の滞納がない
	(2) 刑事上の処分を受けていない
	(3) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等ではない
	(4) その他、公的資金の交付先として社会通念上適切である
	(5) 燃料電池タクシーである ※車検証の登録内容が以下の登録を全て満たすこと。 ①燃料の種類「圧縮水素」 ②用途「乗用」 ③自家用・事業用の別「事業用」
	(6) 初度登録日（助成対象タクシーが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間である燃料電池タクシー（中古車を除く。）であること。
	(7) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。
	(8) 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。
上記「✓」は該当するかご確認ください。また、 <u>過去に虚偽申請（提出書類の偽装など）があった者は(4)に違反します。</u>	

✓	上 乗 せ 要 件
リース契約費用の助成を申請する場合	
	・リース契約に関する当事者双方の共同申請である
①「燃料電池タクシー導入計画書」を提出した場合	
	(1) 5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池タクシー（中古車及び導入済みの燃料電池タクシーの更新分を除く。）を当該申請時から5台以上（助成対象者が中小企業の場合は3台以上）純増させる計画となっている
	(2) 「燃料電池タクシー導入計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されている
②助成対象者が東京都内の自らの営業所等（コンソーシアムやグループ会社の敷地内でも可）に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合	
	・「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、5年度以内の開所であり助成対象者組織内において意思決定されている。

3 お手元にご用意するもの（交付申請）

以下《お手元の書類一覧》の書類をお手元にご用意ください。《記載事項の詳細》については、次ページより記載しております。

不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出依頼をいたしますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また修正や書類提出の連絡に対して 20 日間ご連絡が取れなかった場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

書類の偽装など悪質な虚偽申請があった場合、1 に記載のとおり今後の助成金申請ができなくなる場合がありますのでご注意ください。

○申請の注意点

国補助の補助金額確定通知を受領してから 6 か月以内に交付申請を行ってください。

※国補助受給が無い場合は助成対象車両の初度登録日から 6 ヶ月以内に「国補助なし」で第 3 号様式に記入の上、申請してください

※本事業において提出された書類については、開示請求があった際に開示の対象となる場合がございます。

《お手元の書類一覧》

	✓	書 類	容量
法人のみ		(1) 現在事項全部証明書（申請日時点で、発行日から 3 か月以内のもの） ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
法人のみ		(2) 法人住民税の納税証明書 ※リースの場合、リース事業者と予定貸与先のもの	5MB
個人事業者のみ		(3) 個人事業税納税証明書又は確定申告書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る	5MB
必須		(4) 一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書（認証証または証明願でも可）	
必須		(5) 購入車両の請求書（リース契約の場合、リース事業者や販売店が用意）	5MB
必須		(6) 購入車両の領収書（リース契約の場合、リース事業者や販売店が用意）	5MB
必須		(7) 購入車両の自動車検査証	
リースのみ		(8) 購入車両に係るリース契約書 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること	
リースのみ		(9) 貸与料金の算定根拠明細書 ※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可	
リースのみ		(10) 国の補助金額確定通知書（受領から申請まで 30 日以内に提出） ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合（実施要項第 5 条第三号に係る助成の場合を含む）以外は必須 （国の補助金例：商用車の電動化促進事業）	
必須		(11) 振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等） ※リース貸与先が上乘せ申請する場合はリース会社、貸与先の両方が必要	

		上乗せ助成を申請する際に必要な追加書類	
		(12) 燃料電池タクシー導入計画書 （5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※ <u>導入台数に係る上乗せ申請</u> する場合のみ ※中小企業の場合は3台以上、中小企業以外の場合は5台以上の純増	10MB
		(13) 定置式水素ステーション整備等計画書 （整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※ <u>水素ステーションに係る上乗せ申請</u> する場合のみ	10MB
		(14) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※(12)又は(13)を提出する場合のみ	10MB
		(15) 購入車両の仕様が分かる書類 ※(12)又は(13)を提出する場合のみ	10MB
		(16) 中小企業者であることが確認できる書類 ※助成対象者が中小企業者であり、(12)を提出する場合に限る ※従業員数が確認できる公的書類（登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要）	
上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合はその他公社が必要と認める書類として提出を求めます。			10MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 登記事項証明書（現在(履歴)事項全部証明書）（申請受付日から3か月以内に発行されたもの）

確認事項：申請者情報との突合、資本金

※リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要

※申請区分が法人の場合のみ必要。

- (2) 法人都民税の納税証明書

確認事項：税金の未納がないこと、直近の書類であること

※申請区分が法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く

・設立年度に申請する場合は、「法人設置届出書」の写しを提出

・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

※リース契約等の場合、リース事業者と貸与先のものが必要

- (3) 個人事業税納税証明書又は確定申告書

確認事項：税金の未納がないこと、直近の書類であること

※申請区分が個人事業主の場合のみ必要

- ・令和6年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの（未納額が0円）
- ・設立年度に申請する場合は、「個人事業の開業・（廃業等）届出書」の写しを提出
- ・非課税の場合は、令和6年分又は令和7年分の「確定申告書B」の写しを提出

※税務署の受領印があること。e-Taxで受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出

※リース契約等の場合、リース事業者と貸与先のものが必要

- (4) 一般乗用旅客運送事業または特定旅客自動車運送事業の許可書（認可証/証明願でも可）

確認事項：事業認可を得ているか

- (5) 購入車両の請求書

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、タクシー装備類費用

※車両登録番号又は車台番号の記載があること

※車両本体価格、装備類費用（改造費）に係る費用がわかること

- (6) 購入車両の領収書

確認事項：宛名、車両情報、車両本体価格、タクシー装備類費用、領収金額

※車両登録番号又は車台番号の記載があること

- (7) 購入車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、新車、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置

①初度登録（新規登録）時のものを提出すること

②燃料の種類「圧縮水素」、用途「乗用」、自家用・事業用の別「事業用」であること

③申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後の車検証のみで可

※その他変更を行った場合は、初度登録時と変更後両方の車検証が必要

④初度登録年月日が令和7年4月1日から令和13年3月31日であること

⑤使用の本拠の位置が東京都内であること

⑥複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れる車検証を提出すること

- (8) 購入車両に係るリース契約書

確認事項：リース事業者と申請者（借主）の契約が締結されていること

※リース契約の場合のみ必要

①申請者（借主）及び貸与元双方の同意があるもの

（印又は電子契約の場合、契約締結日や自筆のサイン等）

②リース料金がわかるもの

③車両登録番号又は車台番号の記載がある書類も添付すること

④月額リース料金が助成金相当額以上還元されていることがわかること

（記載がない場合は別紙算定根拠明細書を提出すること）

(9) 貸与料金の算定根拠明細書

確認事項：申請者（借主）のリース料金が助成額相当以上に還元されているか

※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要

※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可

(10) 国の補助金額確定通知書

確認事項：交付対象者、国の助成金額、金額確定日

・国の補助金額確定通知書の受領から6か月以内に提出を行うこと

※正当な理由により国補助等の交付申請をすることができない場合は、「国補助受給の有無」を「なし」で第3号様式にも記入の上、対象車両の初度登録日から6ヶ月以内に申請すること

(11) 振込先口座が確認できる書類

確認事項：申請者本人であること、振込ができること

- ・通帳見開きのコピー、キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの印刷画面等
- ・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること
- ・定期預金口座ではないこと

※リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、リース事業者とエンドユーザー双方の口座確認書類が必要

(12) 燃料電池タクシー導入計画書（5年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの）

**確認事項：5年度以内に、自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあ
る燃料電池タクシー（中古車を除く。）を当該申請時から5台（または3台）以
上純増させる計画となっていること。**

※導入台数に係る上乗せ申請する場合のみ

※中小企業の場合は3台以上、中小企業以外の場合は5台以上の純増

(13) 定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの）

**確認事項：当該定置式水素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った年度か
ら5年度以内となっていること。**

(14) 助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類

**確認事項：「燃料電池タクシー導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」
の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていること**

(15) 購入車両の仕様が分かる書類

確認事項：車両情報、タクシー装備類

(16) 中小企業者であることが確認できる書類

確認事項：従業員数

※助成対象者が中小企業者かつ導入車両純増による増額申請を行う場合に限る

※登記事項証明書又は財務諸表で中小企業者であることが確認できる場合は不要

※リース契約者（借主）が増額補助を受ける場合は、エンドユーザーの確認書類のみで可

※申請者の規模定義については、以下 URL の「1. 中小企業者の定義」をご確認ください。

中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※中小企業者のうち、以下（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合は、“申請者が中小企業者ではない場合”としてご申請ください。

（ア）	単独の大企業(注)又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有している。
（イ）	複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有している。
（ウ）	単独の大企業の役員又は職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務している。

（注）中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のもの

※上記（ア）～（ウ）の大企業が実質的に経営に参画している場合であるにもかかわらず、中小企業者として申請をされた場合は虚偽申請として判断される場合がございます。申請にあたっては申請事業者の規模についてよくご確認の上ご申請ください。

(1)～(16)の**確認事項**等が確認できない場合等はその他書類の提出を求めます。

4 申請手続きについて

(1) 申請方法

オンライン申請（2025 年 4 月現在です。申請しやすいよう随時更新予定です。）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2>



① 申請ガイド⇒オンライン申請フォームについて

誓約事項を必ずお読みいただき、ご了承の上、申請してください。

② ログインについて

ログインして申請に進む



ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

OR

メールを認証して申請に進む

Graffer アカウントを作成すると 申請の一時保存ができます。

①Google アカウントやLINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック

②既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック

③新規登録する場合は左テキストをクリック

（登録には未登録のメールアドレスが必要です。）

③ 申請フォームに従い、入力してください。

(2) 受付期限

令和7年度受付期限 令和8年3月31日（火曜日）17：00まで

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(3) 申請可能台数

① 申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

但し、申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

② 1回の申請で複数台の車両を申請できます。

(4) 申請にあたっての留意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。

リース期間等については、導入した助成対象タクシーを処分制限期間（3年）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象タクシーを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象タクシーを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

※原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象タクシーを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象タクシーを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

・複数台申請をする場合は、助成対象車両ごとの申請であるものとみなします。

5 助成金額の確定等

(1) 金額の確定（交付要綱第8条参照）

公社は、本助成金の交付申請を受けた場合には、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。交付の決定を行う場合には、交付すべき助成金の交付額の確定し、助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

(2) 助成金の交付（交付要綱第 8 条参照）

助成対象者は、本助成金の額の確定通知を番号受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第 6 号様式）を提出してください。

ただし、申請額のとおり助成金額が確定された場合は、交付申請をもって請求書とし、請求日は助成金額を確定した日とします。

6 計画の変更等

(1) 助成事業の計画変更（交付要綱第 11 条参照）

① 交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第 7 号様式）の提出をしてください。

- ・ 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

② 上乗せ助成に係る事業内容を変更する場合

- ・ 「燃料電池タクシー導入計画報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により燃料電池タクシー導入計画を達成できなかったと認める場合、「燃料電池タクシー導入計画変更届（第 9 号様式）」を提出することができる。
- ・ 「定置式水素ステーション整備等報告書」の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかったと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更届（第 10 号様式）」を提出することができる。

(2) 事業者情報の変更（交付要綱第 12 条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第 11 号様式）の提出をしてください。

- ・ 申請者の名称の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ・ 申請者の住所変更

※処分制限期間については「V.8 処分の制限」をご確認ください。

※車検証における「使用の本拠の位置」が東京都内でなくなる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください。

(3) 軽微な変更

① 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・ リース契約に関する変更

② 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

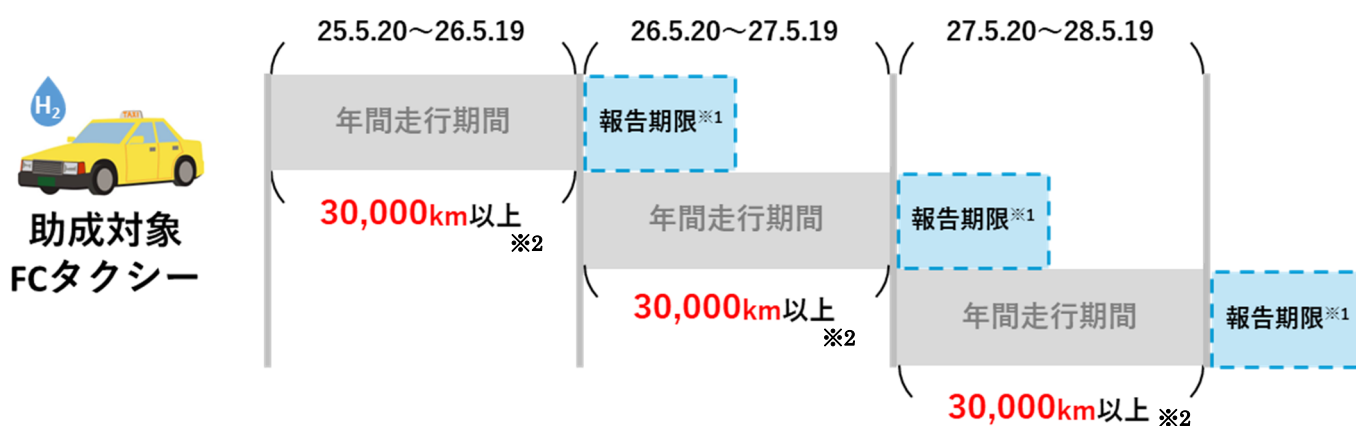
- ・ 変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・ 変更後の自動車検査証の写し
- ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

IV 助成金を申請後に必要なこと

1 年間走行距離報告書の提出（交付要綱第14条）

- (1) 助成対象者は、助成対象車両の初度登録日から起算して3か年（上乗せ助成を受ける場合は5か年）に達するまで、毎年のタクシー業務記録における走行距離を記載した年間走行距離報告書（第12号様式）を提出してください。
- (2) 各年間走行期間の末日から90日以内に年間走行距離報告書を提出してください。
- (3) タクシー業務記録における各年間走行距離が、法人タクシーの場合は30,000km、個人タクシー・ハイヤーの場合は14,000kmを下回る場合は処分対象となり、当該助成金の全部又は一部の返還が発生する場合はございます。

例）初度登録日が2025.5.20の車両の場合



《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 助成対象期間の業務記録（旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条）	5MB
	(2) 該当車両の自動車検査証	5MB
	(3) 一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）の認可書 ※助成対象車両がハイヤーの場合のみ	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

- (1) 助成対象期間の業務記録（旅客自動車運送事業運輸規則第二十五条）

確認事項：申請年間走行距離との突合

※対象期間におけるタクシー運行業務全日の確認ができること

- (2) 該当車両の自動車検査証

確認事項：初度登録日、車台番号、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置、用途、自家用事業用の別

- ①燃料の種類「圧縮水素」、用途「乗用」、自家用・事業用の別「事業用」であること
- ②申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後の車検証のみで可
※その他変更を行った場合は、初度登録時と変更後両方の車検証が必要
- ③使用の本拠の位置が東京都内であること
- ④複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがあるため、文字が鮮明に読み取れる車検証を提出すること

- (3) 一般乗用旅客運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）の認可書

確認事項：申請情報との突合

※助成対象車両がハイヤーの場合のみ

2 燃料電池タクシー導入計画報告書の提出（交付要綱第 14 条）

- (1) 5 年度以内に 5 台以上（助成対象者が中小企業の場合は 3 台以上）純増させる上乗せ助成を行った場合は、計画期間終了日（燃料電池タクシー導入計画変更届を提出した場合は変更後の期日）から 30 日以内に燃料電池タクシー導入計画報告書（第 13 号様式）を提出してください。
- (2) 計画期間終了日時点で 5 台（中小企業の場合は 3 台）の純増が達成出来なかった場合は取消対象となり、全車両分の上乗せ助成金又は一部の返還が発生する場合がございます。

※計画期間終了時に交付決定車両を 5 台以上有していることが条件です。

5 台の純増となるケース

→毎年 1 台ずつ導入して計画期間を超過した場合



5 台の純増とならないケース①

→2025 年導入した車両を事故や売却等の車両処分による減車を計画期間(2025 年～2029 年)内に行った場合

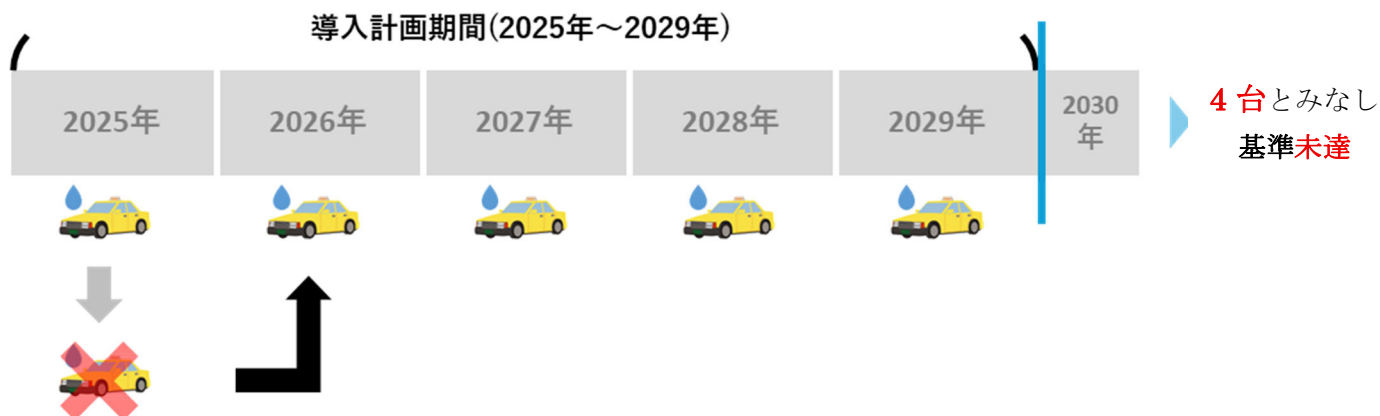


※年間走行距離が一定距離（法人タクシーの場合は 30,000km、個人タクシー・ハイヤーの場合は 14,000km）以下となり処分対象となった車両も減車と扱います。

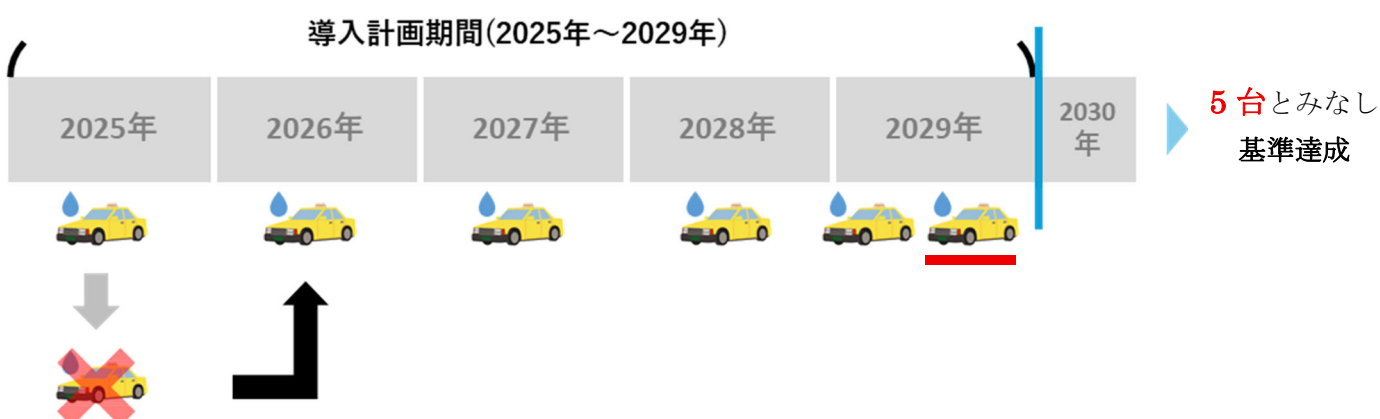
（年間走行距離未達による車両処分申請後、売却せずに使用する場合でも同様に減車と扱います）

5 台の純増とならないケース②

→事故や処分等で減車した車両の入れ替えとして導入した場合



→上記の場合は入れ替え車両の導入+1 台(計 6 台)を導入し、計画期間終了まで有していれば可



その他対象となるケース

→計画上は 7 台の予定だったが 1 台(2029 年)導入を取り止めた場合



《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 当該車両の自動車検査証	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

《記載事項の詳細》

(1) 該当車両の自動車検査証

確認事項：車台番号、燃料電池駆動、所有者・使用者、使用の本拠の位置、用途、自家用事業用の別

※計画期間中に導入した助成対象車両全ての車検証を提出すること

3 水素ステーション設備等報告書の提出（交付要綱第 14 条）

- (1) 水素ステーションの整備又は誘致による上乗せ助成を行った場合は、整備予定日（定置式水素ステーション設備等計画変更届を提出した場合は変更後の予定日）から 30 日以内に定置式水素ステーション設備等報告書（第 14 号様式）を提出してください。
- (2) 整備予定日時時点で水素ステーションの整備又は誘致が出来なかった場合は取消対象となり、全車両分の上乗せ助成金又は一部の返還が発生する場合がございます。

《お手元の書類一覧》

✓	書 類	容量
	(1) 整備完了後の現地地図	5MB
	(2) 整備した定置式水素ステーションの概要	5MB
	(3) 運営事業者との契約書等	5MB

各書類はオンライン申請を行うため、スキャナや写真などでデータ化してください。 ※記載の容量は上限容量です。容量以内のデータを作成してください。

4 助成事業の経理（交付要綱第 21 条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（交付要綱別表 2 及び別表 3 に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から 6 年間保存してください。

5 申請の撤回（交付要綱第 10 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書（第 7 号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

6 債権譲渡について（交付要綱第 13 条）

被交付者は、第 8 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

7 交付決定の取消し（交付要綱第 15 条）

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。※悪質な虚偽申請の場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 燃料電池タクシー導入計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の計画期間終了までに、本助成金の申請を行った日の属する年度からの累計で都内ナンバーの燃料電池タクシーの導入が5台（中小企業者の場合は3台）未満であったとき。
- (6) 定置式水素ステーション整備等計画書（計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき。
- (7) その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

公社は第1項の規定による取消しをした場合、速やかに当該被交付者に通知するものとする。本助成金の返還（交付要綱第 16 条）、違約加算金（交付要綱第 17 条）、延滞金（交付要綱第 18 条）等については交付要綱をご確認ください。

8 処分の制限（交付要綱第 20 条参照）

- (1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

- ① 助成対象タクシーに対する以下の行為

- ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
- ・ 譲渡（売却・名義変更）
- ・ 交換
- ・ 廃棄
- ・ 貸付（リース事業者を除く）
- ・ 担保に供すること

- ② 移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池タクシーの「都内」に関する要件を満たさなくなること。

- (2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
燃料電池タクシー	3 年 (36ヶ月)

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・ 事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

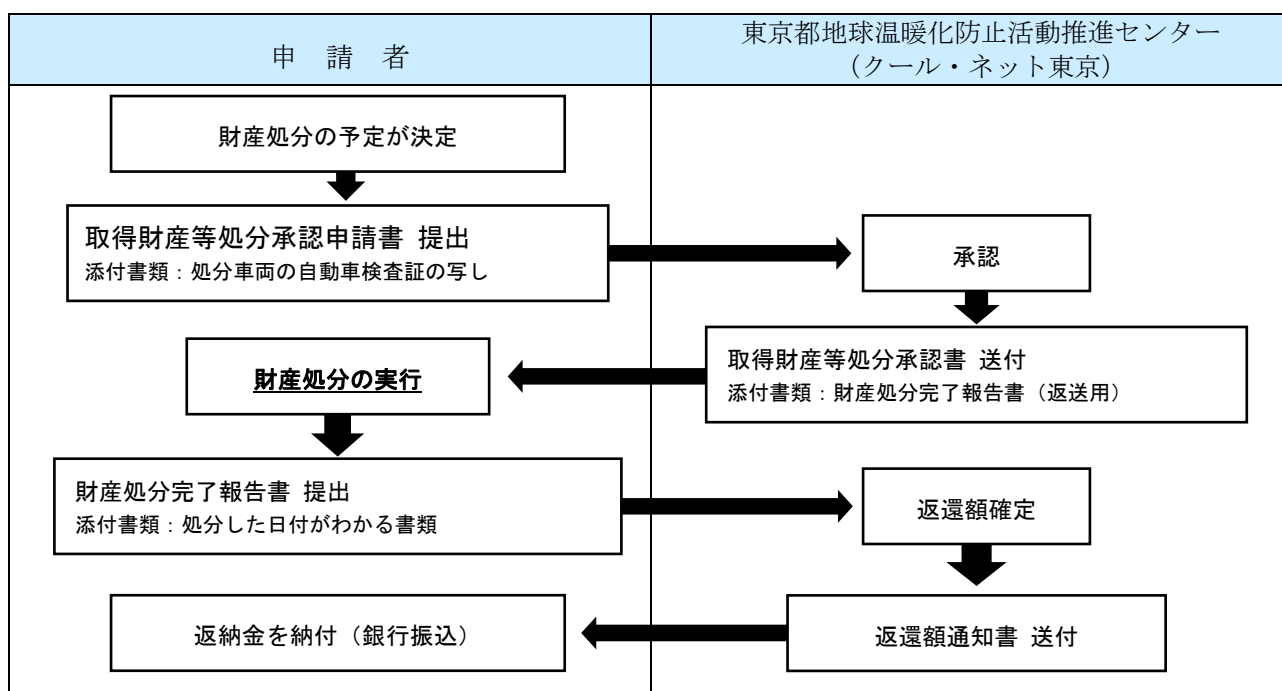
(3) 車両処分により利益が生じる場合は、処分制限期間超過後でも処分申請が必要です。

※ただし、燃料電池タクシー導入計画書又は定置式水素ステーション整備等計画書の提出による上乗せ助成を受けた場合のみ。

- ・車両売却や燃料電池タクシー以外の車両購入に助成完了車両を下取とする等、助成対象車両の処分にて利益が生じる場合は、金額に関わらず処分制限期間超過後も処分申請及び利益額全額の返還が必要となります

(4) 助成対象車両の年間走行距離が一定距離（法人タクシーの場合は 30,000km 以上、個人タクシー・ハイヤーの場合は 14,000km）を下回る場合も処分対象となります。

タクシー業務記録上における 1 年間の走行距離が法人タクシーの場合は 30,000km、個人タクシー・ハイヤーの場合は 14,000km を下回る場合は、処分の対象となり助成金の返還が必要となる場合があります。また、初度登録日から起算して 3 か年（上乗せ助成の場合は 5 か年）に達するまで毎年、走行距離報告書による走行距離確認が必須となります。



(5) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10 日に初度登録した場合、翌月 10 日までは 1 カ月目、翌月 11 日からは 2 ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合
- ・過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・クール・ネット東京が特に認める場合

燃料電池タクシーの導入促進事業（導入費） 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年5月発行

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきます
ようご協力お願い申し上げます。